

議案第 4 2 号

上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の
制定について

上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を次の
ように定める。

平成 2 4 年 6 月 2 0 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則（平成 2 年上尾市教育委員会
規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「（入学準備金の貸付けを受けようとする者が外国人
登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）第 2 条第 1 項に規定する外国人であ
る場合にあっては、家族事項について記載のある登録原票記載事項証明
書）」を削る。

第 1 号様式、第 2 号様式、第 4 号様式から第 6 号様式まで、第 8 号様式及
び第 1 0 号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。ただし、第 1 号様式、第
2 号様式、第 4 号様式から第 6 号様式まで、第 8 号様式及び第 1 0 号様式の
改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

新しい在留管理制度が導入されることに伴い、外国人登録制度が廃止さ
れ、外国人住民を住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の適用対象
に加える等の改正がなされることから、入学準備金及び奨学金に係る提出
書類について所要の改正を行うとともに、併せて規定の整理を行いたいの
で、この案を提出する。